

令和 6 年 12 月 17 日

市政記者クラブ 様

健康福祉局障害福祉部
障 害 者 支 援 課
担当：高木・渡邊
電話：972-2557

障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

本市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)の規定に基づき、下記のとおり処分を決定いたしましたのでご報告いたします。

記

1 処分の対象となる事業者及び事業所

- (1) 事業者
名古屋市北区内に所在する営利法人
- (2) 事業所

種別	サービスの種類
名古屋市北区内に所在する事業所	重度訪問介護

2 処分の内容

決定した処分	効力停止の期間
指定の一部の効力停止	令和7年1月1日から令和7年6月30日まで

※効力停止の期間中新規利用者の受け入れを停止します。

3 処分の原因となる事実

実際にはサービス提供を行っていないにもかかわらず、法人代表自らがサービスを提供したと虚偽の書類を作成し、介護給付費の請求を行った。(法第 50 条第 1 項第 6 号に該当)

4 本市に対する返還金額

不正の行為により支給を受けた給付費の返還については、当該給付費の 40%を加算した額を返還するよう、名古屋市が事業者に命じ、これを徴収します。

不正請求額 (A)	加算金 (B)	返還金額(A+B)
237, 789 円	95, 115 円	332, 904 円